

令和5年度
障害者を対象とした
秋田県職員採用選考試験（高校卒業程度）
募集要項

令和5年7月21日
秋田県
秋田県教育庁
秋田県警察本部

＝秋田県が求める人材像＝

- 「ふるさと秋田」の可能性を信じ、秋田に貢献するという気概を持ち行動力のある人
- 困難にも粘り強く、誠実に取り組み、前例にとらわれずに創意工夫のできる人
- 多様な主体と意識を共有しながらチームとして行動し、目標の達成と自らのさらなる成長に向け努力する人

◇受付期間

令和5年8月21日（月）午前8時30分～9月8日（金）午後5時

◇申込方法

インターネット（電子申請）により申し込んでください。

以下のURLから「採用試験の受験申込について」にアクセスし、申込手続を行ってください。

URL <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095>

詳しくは、募集要項の5ページ以降をご覧ください。

◇第1次試験

（試験日）令和5年10月22日（日）

（試験会場）秋田地方総合庁舎6階

◇留意事項

受験申込を行う場合は、期間内に受験申込書の提出を完了してください。入力中に受付期間の終了を迎えた場合は、提出を一切受け付けませんので、期間に余裕を持って受験申込を行ってください。

※使用する機器や通信回線上の理由で提出が遅れた場合であっても、同様です。

問い合わせ
受験申込先

秋田県人事委員会事務局（秋田地方総合庁舎4階）

（所在地）〒010-0951 秋田市山王四丁目1番2号

（TEL）018-860-3253（直通）

（FAX）018-860-3872

（E-mail）appco@mail2.pref.akita.jp

（人事委員会事務局ウェブサイト）<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295>

県人事委員会事務局サイト
二次元コード



1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員は変更になることがあります。
- (2) 申込みできる試験区分は、このうち一つに限り、受験申込期間終了後における試験区分の変更は、認められません。

試験区分	採用予定人員(人)	職務 内 容
一般事務	2	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して一般事務に従事します。
教育事務	1	市町村立小・中学校、県立学校、教育庁又は教育機関に勤務して学校事務又は行政事務に従事します。
警察行政 (事務)	1	警察本部の課等又は警察署に勤務して警察事務に従事します。

2 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できます。

- (1) 昭和59年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者（学歴は問わない。）
- (2) 次に掲げる手帳等（受験申込日及び受験日当日において有効であるもの）の交付を受けている者
- ア 身体障害者手帳（1級から6級）又は都道府県知事の定める医師（以下「指定医」という。）若しくは産業医による障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる身体障害を有する旨の診断書
・意見書（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害については、指定医によるものに限る。）
- イ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医若しくは障害者職業センターによる知的障害者であることの判定書
- ウ 精神障害者保健福祉手帳
(注) 精神障害者保健福祉手帳には有効期限があります。有効期限の更新手続には時間を要しますので、御注意ください。

◆次のいずれかに該当する者は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に該当する者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・秋田県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び場所

区分	日 時	場 所
第1次試験	令和5年10月22日（日） 受付 8時30分～8時55分 教養試験 9時00分～11時20分 作文試験 11時40分～12時50分 (注) 試験時間には説明の時間が含まれます。	秋田地方総合庁舎6階 (秋田市山王四丁目1番2号)
第2次試験 (予定)	令和5年11月中旬 (注) 詳細は、第1次試験合格通知の際にお知らせします。	秋田市

※受験申込状況等により、試験の日時や会場等を変更する場合があります。

4 試験の種目及び方法・内容

(1) 第1次試験

高校卒業程度の学力を問う筆記試験で、試験問題は日本語で活字印刷又は点字により出題します。なお、作文試験の評価は、第2次試験で行います。

試験種目	出題分野	問題形式	配点
教養試験	社会、人文、自然、文章理解、判断推理、数的推理・資料解釈	択一式 40問 120分	100点
作文試験	文章による課題把握力、論理的思考力、文章表現力等を問う試験 (作文用紙1枚800字以内) 出題例：令和4年度作文課題 「公務員として仕事を進めていく上で大切と思うことは何か。 そのために心がけたいことも含めて述べなさい。」	記述式 1題 60分	50点

(2) 第2次試験

試験種目	方法・内容	配点
口述試験 (個別面接)	「秋田県が求める人材像」を前提とした、職務遂行上の適格性に関する人物面からの面接試験	300点
適性検査	職務遂行に必要な適性についての検査	

5 試験問題の出題例

秋田県人事委員会事務局のウェブサイトに出題例を掲載しています。

秋田県人事委員会ウェブサイト <https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/1295>

6 資格調査等

受験資格の有無、受験申込書記載事項の真否等について資格調査を行います。

資格要件について、虚偽の申告があった場合には、受験及び採用が無効になることがあります。

なお、受験者の個人情報は、職員採用試験及び職員として採用された後の人事管理にかかる事務に利用することを目的として収集するものであり、目的以外のために使用することはありません。

7 合格者の決定方法

合格者は、合計（総合）得点の高い順に決定します。ただし、第1次試験、第2次試験とともに、各試験種目（適性検査を除く。）において、一定の基準に達しない試験種目が一つでもある場合、他の試験種目の結果にかかわらず、不合格となります。

(1) 第1次試験の合格者の決定方法

第1次試験は、教養試験の得点の高い人から成績順に決定します。

(2) 第2次試験の合格者の決定方法

第2次試験の合格者は、第1次試験及び第2次試験の合計得点の高い人から成績順に決定します。

ただし、第1次試験及び第2次試験の合計得点が、一定の基準に達しない場合は、不合格となります。

なお、欠員の状況等によって合格者数は、採用予定人員を上回ることがあります。

8 合格者の発表

第1次試験合格発表	令和5年10月下旬 ※詳細は、第1次試験当日にお知らせします。	合格者に書面で通知します。
第2次試験合格発表	令和5年11月下旬	
最終合格発表	令和5年12月中旬	

※第2次試験合格発表後、秋田県人事委員会が行う採用選考後に最終合格発表となります（警察行政（事務）を除く。）。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、本人が口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く午前9時から午後5時までの間に次の開示場所へ直接おいでください。

開示請求できる人	開示の内容	開示請求できる期間
第1次試験不合格者	第1次試験の教養試験の得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1か月間
第2次試験受験者	第1次試験及び第2次試験の総合得点、試験種目別得点及び総合順位	第2次試験合格発表の日から1か月間

開示場所	
一般事務	秋田県総務部人事課 秋田市山王四丁目1番1号（秋田県庁3階）
教育事務	秋田県教育庁総務課 秋田市山王三丁目1番1号（秋田県庁第二庁舎7階）
警察行政（事務）	秋田県警察本部警務部警務課 秋田市山王四丁目1番5号（警察本部本庁舎1階受付に申出ください）

10 採用

(1) 採用予定日

最終合格者の採用は、原則として令和6年4月1日の予定です。

なお、採用から6か月間は条件付採用となり、条件付採用期間中は、身分保障、不利益処分に関する審査請求及び行政不服審査法の規定が適用されません。その他条件は正式採用時と変わりません。

(2) 虚偽の申告があった場合

受験申込書の記載事項等に虚偽の申告があった場合は、採用されないことがあります。

11 勤務条件

(1) 給与

初任給（令和5年4月1日現在）は、原則として行政職給料表1級9号給月額156,046円（高校卒業者）が支給されますが、職務経験等のある者については、修学年数・経歴その他の事項を勘案の上、決定されます。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

(2) 勤務時間

原則として、土曜日、日曜日及び祝日等の県の休日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、いずれの試験区分も、勤務先によっては、交替制や当直等の変則的な勤務を含むことがあります。

(3) 休暇

年間20日（採用年は15日）の年次休暇や、病気休暇、ボランティア休暇・結婚休暇・出産休暇・家族看護等休暇・夏季休暇などの特別休暇、介護休暇などがあります。

(4) 福利厚生

職員住宅のほか、診療室などの施設があります。

12 受験の申込手続

パソコン又はスマートフォン（「秋田県電子申請・届出サービス」による電子申請）で申し込んでください。

(1) 申込み

「採用試験の受験申込について」（<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/2095>）に記載されている

内容を確認し、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスして利用者登録をしてください。

利用者登録が完了したら、手続き一覧から試験名を選択し、画面上の受験申込書に入力して、申し込み内容に間違いがないか確認した上で送信してください。

申込を行うと、申込完了通知メールにより整理番号とパスワードが自動配信されます。利用者登録しただけでは、受験申込は完了していませんので、ご注意ください。

(注) 9月8日(金)までに申込完了通知が届かない場合は、受験申込期間内に速やかにお問い合わせください。

(2) 受験申込書の入力要領

① 必要箇所に漏れなく入力し、該当する事項を選択(チェックマーク)してください。

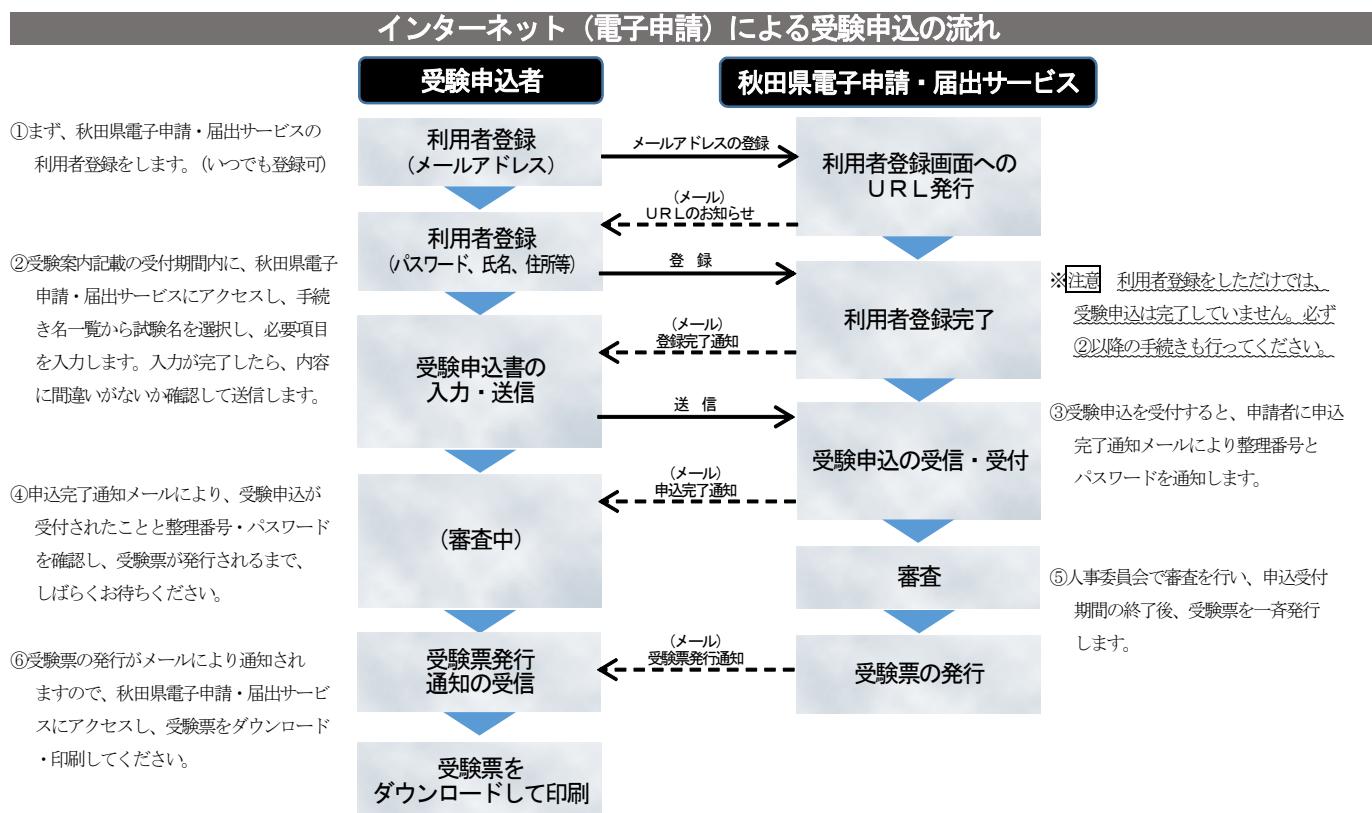
② 最近6か月以内に撮影した本人の写真(上半身、正面、無帽、無背景、縦横比おおむね4:3(サイズは問わない))の画像ファイル(JPEG、PNG又はGIF)を添付してください。

(注) 使用されるパソコンや通信回線によるトラブルについては、一切責任を負いませんので、時間に余裕を持って申請するとともに、受験申込が受付されたことを申込完了通知メールにより必ず確認してください。

(3) 受験票の交付

10月6日(金)までに受験票が発行され、メールアドレスに受験票発行のお知らせが送信されますので、「秋田県電子申請・届出サービス」にアクセスし、受験票をダウンロード・印刷し、受験当日に忘れずに持参してください。

(注) 第1次試験開始前に受験票の照合を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。



13 第1次試験に関する注意事項

(1) 持ち物

試験当日は、受験票、筆記用具（鉛筆とシャープペンシル、黒のボールペン、消しゴム）を持参してください。また、受験者が申込者本人であることを確認する場合がありますので、顔写真付きの身分を証明できるものを持参してください。

また、試験室によっては、時計がないか、席から見えにくい場合がありますので、時計（計時機能のみ）を各自持参してください。

なお、携帯電話やスマートフォンについては試験中の使用（時計代わりの使用を含む）は認められません。

（注）第1次試験開始前に受験票の照合を行います。受験票を持参していない方は、原則として受験できません。

(2) その他

災害の発生時等やむを得ない事情により試験の日時や会場等を変更する場合、その他緊急の連絡をする場合は、秋田県人事委員会事務局のウェブサイトでお知らせします。

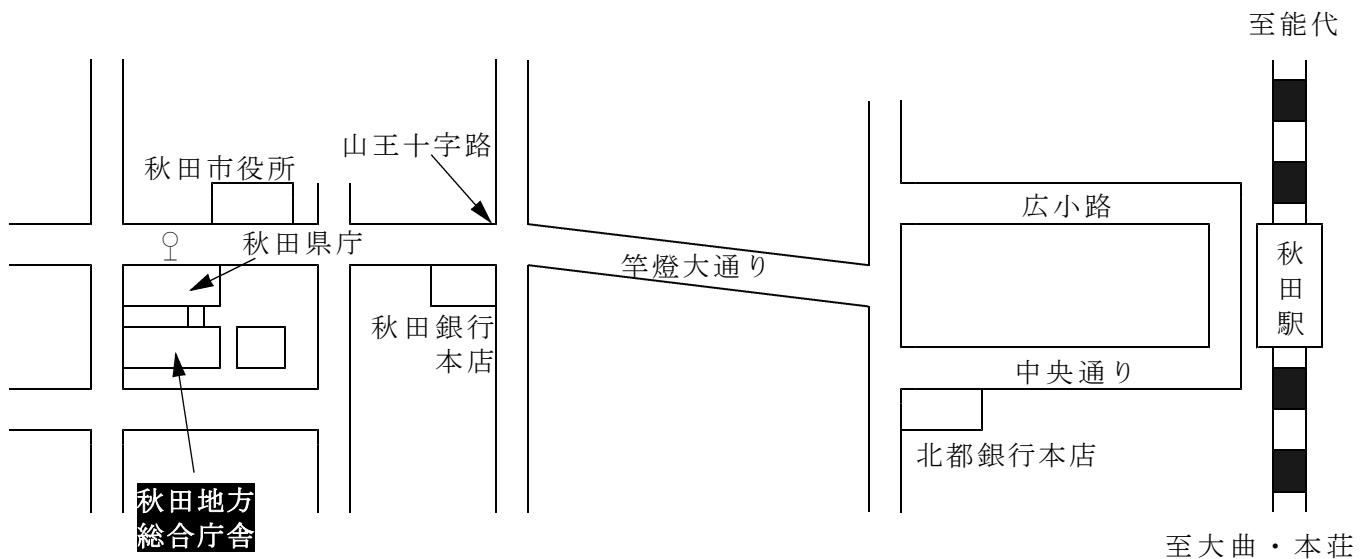
<https://www.pref.akita.jp/pages/archive/1295>

14 受験上の配慮

受験に際して以下の方法による受験ができますので、受験申込書の「試験実施に当たって」に希望する事項を記入してください。

- (1) 試験当日補装具等が必要な方については、会場に持ち込み使用することができます。
- (2) 視覚障害のある方については、第1次試験の教養試験及び作文試験において、点字又は拡大文字による受験ができます。
- (3) 点字による受験を希望する場合、教養試験については、パソコンによる音声読み上げを補助として併用できます。教養試験の解答時間は180分（通常の1.5倍）になりますが、作文試験の解答時間は、通常と同じ60分です。点字器、点字タイプライター、パソコンは各自準備してください。
- (4) 拡大文字による受験を希望する場合、試験問題文の活字の大きさについては、通常11ポイント程度であるのに対し、14ポイント程度の試験問題文による受験ができます。
- (5) 良い方の眼の矯正視力が0.15以下の方及び視野狭窄等でこれに相当すると医学的観点から認められる方については、教養試験の解答時間を150分（通常の1.25倍）とすることができます。受験を申し込む際に、診断書等を添付してください。作文試験の解答時間の延長はありません。
- (6) 上肢機能障害等で筆記が困難な方については、第1次試験の作文試験において、パソコンによる解答ができます。パソコンは各自準備してください。
- (7) 聴覚障害のある方については、試験係員の発言事項を書面で伝達することができます。
- (8) 聴覚・言語障害のある方については、第2次試験の口述試験において、手話通訳者を介しての面接、要約筆記・筆談による受験ができます。
- (9) 第2次試験の口述試験において、就労支援機関の職員等を同席させて受験することができます。
- (10) 介助のための付添人の方が、試験会場に来ることができます。解答時間中は別室でお待ちいただきます。
- (11) 上記のほか、受験の際に何らかの配慮を希望される方は、受験申込書の「試験実施に当たって」に希望する事項を記入してください。
ただし、内容によっては、試験の実施上、配慮できない場合もあります。

第1次試験会場 案内



至大曲・本荘

交 通

秋田駅前（西口）

2番バス乗り場から県庁市役所経由のバスで約10分

「県庁市役所前」下車

第1次試験会場 建物案内図

試験会場へは、秋田地方総合庁舎正面玄関から入って、エレベーターで6階までお越しください。

